

がん患者の アピアランスケア支援事業助成金 のご案内

愛荘町では、がん患者の皆さまの社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、ウィッグ(かつら)や帽子の購入経費の一部を助成する事業を行っています。

助成を受けることができる方

助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方です。

- 購入日および申請日時点で、愛荘町に住民票がある方
- 抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグや帽子を購入した方で、現在がん治療を受けている方または過去にがん治療を受けていた方

助成対象用具

助成の対象となるのは、購入日から1年以内に申請した、以下の品目購入費用です。

- ウィッグ(かつら)
- ウィッグ装着のためのネット
- 帽子 *手作りの材料費は対象外

助成金額 **10,000円**

(購入額が1万円に満たない場合は、実際に購入した金額。千円未満切捨)

申請者は助成対象者1人につき、1回限りです。

申請方法

申請書に必要事項を記入して、領収書等のコピー、治療を証明する書類のコピーを添えて、申請してください。

申請に必要な書類

- 愛荘町がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請書(ホームページからダウンロード可)
- ウィッグ等を購入したことがわかる領収書等のコピー
- 治療を証明する書類のコピー(診療証明書、入院診療計画書、お薬手帳等)
*抗がん剤名称が記載されているなど、がん治療を受けていることが確認できるもの
- 振込先通帳のコピー

愛荘町骨髄移植等 ドナー支援事業のご案内

日本で非血縁者間の骨髄移植等を必要としている患者さんは、毎年少なくとも2,000人を超えます。

日本のドナー登録者は50万人を超えていますが、ドナー候補者として選ばれても、入院院に対する精神的・身体的な負担や、仕事を休むことへの抵抗感や経済的不安などがあり、移植に至らないことが多くなっています。

愛荘町では、骨髄等ドナー登録をしている(非血縁者の)方が、実際に骨髄等を提供するための通院または入院費用の一部を助成する事業を行っています。また、ドナーの方が勤務している事業所等に対する助成金の交付も行っています。

申請方法やご不明な点は健康推進課までお問い合わせください。

健康推進課(愛知川庁舎) ☎0749-42-4887



おしえて ねんきん



誰が加入するの?

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務づけられています。

保険料はいくら?

令和6年度(令和6年4月~令和7年3月まで)は月額16,980円です。国民年金の保険料は、毎年度見直しが行われます。

厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ないのでは?
厚生年金に加入している方も、国民年金の「第2号被保険者」といい、同時に国民年金にも加入することになります。国民年金は、すべての公的年金に共通する制度です。

保険料を納められないときはどうすればいいの?
経済的な事情で保険料が納められないときのために「保険料申請免除制度」があります。申請し、一定の基準を満たしていれば保険料が免除されます。学生には、「学生納付特例制度」があり、申請により保険料の納付が猶予されます。

彦根年金事務所 ☎0749-23-1112
住民課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7692



高齢者お元気予報 (第20回)

~「明るく・楽しく 介護予防」地域包括支援センター便り~

「聞こえ、に課題はないですか?」 補聴器購入費助成事業を スタートしました!

耳が聞こえにくいため、適当に返事をして分かっているフリをしたり、聞き返すことが億劫になって人に会うことを遠慮したり、なんとなく孤独を感じておられませんか?



加齢性難聴は、回復することが困難で、生活の様々な場面において制限をかけてしまいます。このことは、認知症を進行させ、介護予防の弊害となり、災害の発生時には、正確な情報を収集することが難しくなるなどの問題につながります。

町では、このような「聞こえ」の課題を解消し、心豊かに安心・安全に生活いただくため、補聴器購入費助成事業を開

始しました。対象者は18歳以上の方で身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちでない方*になります。医師意見書、購入領収書等を添えて申請いただき、経費の2分の1、上限30,000円を助成します。

助成を希望される方は、まずは福祉課の障がい福祉係へご相談ください。必要書類をお渡しします。

ご家族や仲間との会話を楽しみ、様々な情報を吸収し、元気にはつらつとした毎日を送っていただくための支援となりますので、ぜひご活用ください。

*18歳未満の児童については、軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業をご利用いただけます。また、身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方は、「補装具」制度による交付を受けていただくことになり、今回の補聴器購入助成事業との併用はできません。

福祉課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7691
地域包括支援センター(愛知川庁舎) ☎0749-42-4690

暮らしの掲示板

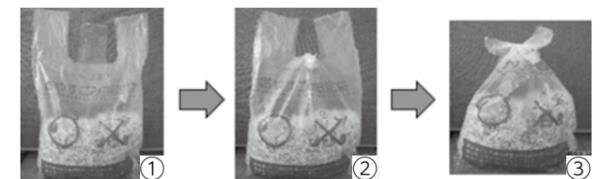
☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊟=電子メール ㊦=申し込み先 ㊧=問い合わせ先

住民の皆様のご要望を取り入れ、リバースセンター用燃やすごみ指定袋(家庭用標準・家庭用小袋)を令和6年度製作分より取手付きタイプに変更しました。
*各ごみ袋の材質、厚さ、容量、色、デザインおよび販売金額など、持ち手部分以外の変更はありません。



変更後のごみ袋は7月上旬ごろから流通する見込みとなっておりますが、販売店の在庫状況により、現行のごみ袋と並行しての販売となることをご了承下さい。

また、お手持ちのごみ袋は変更後も使用していただくことができ、使用期限もございません。(変更前のごみ袋の返品および変更後のごみ袋への交換はできません。)



ごみステーションを利用される際は、これまで同様に袋の2か所を結んでいただくようご協力のほどよろしくお願いいたします。

暮らし安全環境課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7699
湖東広域衛生管理組合 リバースセンター ☎0749-45-5067